議案第１５９号

前橋市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の改正について

令和８年１１月２６日提出

前橋市長　小　川　　晶

前橋市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例（平成１６年前橋市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

前橋市富士見農産物加工施設の設置及び管理に関する条例

第２条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 名称　前橋市富士見農産物加工施設

(2) 位置　前橋市富士見町引田７３番地１

別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

利用の区分	使　用　料			
	午前	午後	１日	17時以降にわたる場合の1時間当たりの額
	9時～12時	13時～17時	9時～17時	
農産物加工の起業活動支援	1,890円	2,530円	4,420円	620円
農産物加工体験、技術研修等	940円	1,260円	2,200円	310円

備考　利用が１７時以降にわたる場合、１時間に満たない時間は、１時間とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。